

学級閉鎖等の基準について(令和 5 年6月1日以降)

松前町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に伴い、学級閉鎖の基準について、文部科学省・愛媛県の基準例、周辺市町の基準、地域の感染状況等をもとに学校医の助言をうけ次のように変更しましたのでお知らせいたします。

また、インフルエンザの学級閉鎖の基準についても町内幼稚園・小中学校において統一の基準としましたので併せてお知らせいたします。

なお、学級閉鎖等の実施については、基準をもとに感染状況等を考慮して学校医との協議の上決定し連絡いたします。

【新型コロナウイルス感染症の学級閉鎖基準】

同一の学級において、陽性による欠席者が 5 名となった場合は、3 日間程度を目安に学校医と相談の上学級閉鎖とする。(弾力的に対応)

※ 複数人判明した場合においても、その児童生徒等の中で感染経路に関連がない場合や学級内の児童生徒等に感染が広がっている恐れがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

【インフルエンザの学級閉鎖基準】

幼稚園・小学校・中学校 とともに学級の 20%の園児児童生徒に感染が確認された場合は、3 日間程度を目安に学校医と相談の上決定する。(弾力的に対応)

※ 現在、松前町内にける子ども(公立幼稚園・小中学校)の感染状況は、1 週間に 2~3 名の状況です。基本的な感染予防対策は引き続きお願いいたします。